

特記仕様書

委託番号 令和7年度 第KJ32-901号

委託業務の名称 滋賀県企業庁水道DX推進支援業務

委託業務の場所 野洲市吉川 ほか

1 業務目的

本業務は、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進により、業務効率化、迅速・正確な危機管理対応および人材不足の補完を図るため、DXを計画的に推進し、新たなデジタル技術を活用した施策の選定・実装に向けた計画策定の支援を目的とする。

2 業務対象

- ・湖南水道用水供給事業
- ・南部工業用水道事業
- ・彦根工業用水道事業

3 業務一般

(1) 業務の遂行

業務を実施するに当たり契約書、本仕様書及び関係法規等を遵守し、技術経験の豊富な技術者を配置し、業務の適正な進行を図るものとする。委託期間を通じ、必要な情報収集、調査・分析、検証、評価、資料作成、計画策定および報告等を行うものとする。

(2) 打合せ等

業務における打合せは、面談を基本とするが、監督職員と協議のうえ、WEB会議、TV会議等を利用することもできるものとする。委託者側の機器等WEB会議環境は委託者が準備するが、受託者側の環境等については受託者の責任において準備すること。

4 業務内容

(1) 現状・課題の分析等

当庁がこれまでに実施してきた事項及び推進中の事項を踏まえ、受託者が必要と考える調査を行い現状の評価分析、課題整理を行うこと。

(2) 新たなデジタル技術を活用した施策の選定

上下水道DXカタログ（国土交通省 策定）をはじめ、デジタル技術や水道事業者等における先行導入事例等を踏まえ、当庁に導入することによる効果が見込まれる有効な施策について具体的な提案（例：導入費用（概算額）、導入実績の水道事業者、開発メーカー等の情報提供および導入効果（費用対効果、従事作業時間の縮減、従事職員数の減員等））を行うこと。

(3) 水道 DX 実装に向けた計画策定

検討、分析した結果について、構成や枠組み、論理展開の整理を行い、計画案の作成を行うこと。

その後、委託者と協議し、計画最終案の作成を行うこと。

(4) 報告書作成

滋賀県企業庁水道 DX 推進計画を報告書として整備するものとする。

記載事項の整理やデザイン等を整えること。

(5) その他

受託者は、必要な会議、打合わせ等を開催し、委託者との十分な協議をもって本業務を推進すること。

計画策定にかかる当庁からの問合せに対し、提案や助言を行うこと。

5 成果品

① 提出物

- ・ 報告書（A4 版製本） 3 部
- ・ 電子データ（CD-R または DVD-R） 1 部

② データについては、ファイル形式は、「Microsoft Office 2013」以上の編集可能なファイル形式で提出すること。また図面データについては、「AutoCAD LT 2000」にて読み込み可能なものとする。

③ その他

- ・ 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- ・ 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 本業務は、業務委託期間中に作業途中の資料提出を求めることがある。
- ・ 本業務で作成された成果物等に関する全ての所有権、著作権は当庁に帰属するものとする。

6 その他

(1) 再委託

① 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を企業庁に提示し承認を得ること。

② 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(2) 機密保護・個人情報保護

① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

② 本業務の遂行のため、企業庁が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。

③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することの無いよう、必要な措置を講ずること。

(3) 法令等の順守

本業務の遂行に当たっては、次に掲げる法令等を遵守すること。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）
- ・ 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月1日施行）
- ・ 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（別記参照）

(4) 暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通知制度」の徹底について）

- ① 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべてのものをいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式）により所轄警察署に届け出るとともに、発注者に報告するものとする。
また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うこと。
- ③ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。